大分市に住む人のための
生活情報ガイド

発行にあたって

大分市へようこそ。大分市は現在、国際化を推進し、多文化共生を図るため、市内に居住する外国人の方々にも安心して快適な暮らしができるよう、行政サービスの充実と環境づくりのための各種施策の推進を行っています。

このガイドは、本市で暮らす外国人の方に、日常生活の基本的な情報を提供したり、生活習慣や文化の違いから生じた戸惑いや悩みを解消する一助となるように、関係の方々のご協力をいただき、編集したものです。本書の利用を通じて、大分市をよりよく理解していただき、本市を第二の故郷として楽しく充実した日々を過ごしていただければ幸いです。

大分市

なお、このガイドをご利用の際には、以下の点にご注意ください。

・掲載した情報は、その後変更される場合があり、実際と異なることもあります。

・詳細について問い合わせをするときは、相手の方が英語を理解できないことが多いので、日本語をよく理解できる方にお願いするか同行してもらうことをお勧めします。

・このガイドは大分市での生活について記述していますが、基本的なことはどの市町村でも共通です。

目次

大分のプロフィール ・・・

大分市のプロフィール

風光明媚な別府湾、野生日本猿の生息地として名高い高崎山、そして大野川･大分川の二大河川が市域を南北に貫流する大分市は、これら海･山･川の豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、面積５０１．２８平方ｋｍに４７万人の市民が暮らす東九州の要衝として古代から政治･経済･文化の中心的な役割を果たしてきました。

特に、中世･戦国時代には、戦国大名 大友宗麟のもとに隆盛を極め、ヨーロッパ諸国にも名を知られた全国有数の貿易都市「豊後府内」が形成され、交易とともに西洋の医術･音楽･演劇が伝えられるなど、日本で最初に西洋文化が花開いた歴史を持っています。

第2次世界大戦後の高度成長期には、鉄鋼･石油化学などの重化学工業を中心に目覚しい発展を遂げ、近年においてはIT関連企業などの世界最先端の製造業が進出しており、様々な産業がバランスよく集積しています。

また、鉄道3線や高速道路など、市内外からの主要幹線道が合流するとともに、豊後水道を経由する海上交通が発達しており、東九州における経済活動の一大拠点の役割を担っています。

平成２３年4月には「市政施行１００周年」を迎え、現在、大分駅の高架化に伴う中心市街地の再開発が進められており、今後一層の発展が期待されています。

Ⅰ．大分市で生活をはじめる方へ

１．新しい在留管理制度

平成２４年７月９日から新しい在留管理制度の導入により、外国人も住民登録を行うことで住民票が作成されることとなり、これまでの外国人登録制度は廃止されました。現在は、「外国人登録証明書」にかわるものとして「在留カード」（中長期在留者）、「特別永住者証明書」（特別永住者）が交付されますが、「外国人登録証明書」については、入国管理局での手続や市区町村での住居地関係の手続において、一定の期間「在留カード」、「特別永住者証明書」とみなされますので、在留カード等が交付されるまで引き続き所持することができます。

○「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

＜永住者＞

１６歳以上の方　２０１５年（平成２７年）7月８日まで

１６歳未満の方　２０１５年（平成２７年）7月８日又は１６歳の誕生日のいずれか早い日まで

＜特定活動＞特定研究活動等により「５年」の在留期間を付与されている者に限る

１６歳以上の方　在留期間の満了日又は２０１５年（平成２７年）7月８日のいずれか早い日まで

１６歳未満の方　在留期間の満了日、２０１５年（平成２７年）7月８日又は１６歳の誕生日のいずれか早い日まで

＜それ以外の在留資格＞

１６歳以上の方　在留期間の満了日

１６歳未満の方　在留期間の満了日又は１６歳の誕生日のいずれか早い日まで

○「外国人登録証明書」が特別永住者証明書とみなされる期間

１６歳以上の方　旧外国人登録法に基づく次回確認申請期間の始期である誕生日まで

※ただし、２０１２年7月９日から３年以内に次回確認申請期間が到来する時は、２０１２年7月９日から３年以内

１６歳未満の方　１６歳の誕生日まで

（１） 在留カードについて

中長期在留者に対し、※上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など在留に係る許可に伴い交付されます。（許可を受けるごとに、新しい在留カードが交付されることになります。）

・対象者　中長期在留者（以下①～⑥のいずれにもあてはまらない方）

①「３月」以下の在留期間が決定された人

②「短期滞在」の在留資格が決定された人

③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人

④①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人

⑤特別永住者

⑥在留資格を有しない人

・申請先　福岡入国管理局　大分出張所　097－536－5006

大分市荷揚町７番５号　大分法務総合庁舎１階

※一部の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに，上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。

未交付の出入国港においては，旅券に上陸許可の証印をし，その近くに次のように記載します。この場合には，中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に，在留カードが交付されることとなります。（原則として，地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます）

在留カード後日交付

日本国入国審査官

（２）特別永住者証明書について

外国人登録証明書が廃止され、特別永住者証明書が交付されます。

・対象者　特別永住者

・申請先　本庁・各支所・明野出張所

（３）証明書について

公の証明として市役所が発行していた登録原票記載事項証明書に代わるものとして、住民票の写しが発行されることになります。住民票の写しは、大分市に住民登録があることを証明するものであり、自動車の免許を取得する場合、自動車を購入する場合等に必要になることがあります。本庁・各支所・明野出張所にて発行しています（手数料は１通３００円）。窓口に来られた方は、本人確認のため外国人登録証明書や在留カード等のご提示をお願いします。また、本人又は同一世帯員以外の方が代理で請求する場合は、委任状が必要となります。

なお、証明書は市内５ヶ所に設置している自動交付機を利用して取得することができます（手数料は１通２００円）。最初に利用登録が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

（４）住所の届出について

＜新たに来日された方＞

出入国港において在留カードが交付された方（注）は，住居地を定めてから１４日以内に，在留カードを持参の上，住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。

（注） 旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には，当該旅券を持参の上，手続をしてください。

※在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても，同様に，住居地の届出が必要になります。

＜引っ越しをされる方 ＞

引っ越しの際、それぞれ届出が必要になりました。（平成２４年７月９日以降）

①日本国内の他の市区町村から大分市に引っ越ししてきたとき

異動した日から１４日以内に転入届を提出してください。

②大分市内で引っ越しをしたとき

異動した日から１４日以内に転居届を提出してください。

③日本国内の他の市町村に引っ越しをする場合

事前に大分市へ転出届を提出してください。「転出証明書」をお渡ししますので、引っ越し先の市町村へお持ちの上、「転入届」を提出してください。

④日本国外へ転出する場合

事前に転出届を提出してください。

※住所変更の届出は、いずれの支所・出張所でも受付ができるようになりました。

管轄の支所において手続する必要はありません。

届出にあたっては同じ世帯の外国人の方全ての外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書のいずれかを必ずお持ちください。

（５）問い合わせ

＜引っ越しについて＞

大分市役所　市民課　住民記録担当班　097－537－5734　大分市荷揚町 2－31

＜証明書（住民票）の交付について＞

大分市役所　市民課　窓口担当班　　097－537－5615　大分市荷揚町 2－31

鶴崎支所　　窓口担当班　　097－527－2111　大分市東鶴崎 1－2－3

大南支所　　窓口担当班　　097－597－1000　大分市大字中戸次 5115－1

稙田支所　　窓口担当班　　097－541－1234　大分市大字玉沢 743－2

大在支所　　窓口担当班　　097－592－0511　大分市政所 1－4－3

坂ノ市支所　窓口担当班　　097－592－1700　大分市坂ノ市南 3－5－33

佐賀関支所　窓口担当班　　097－575－1111　大分市大字佐賀関 1407－27

野津原支所　窓口担当班　　097－588－1111　大分市大字野津原 800

明野出張所　　097－558－1255　大分市明野東 1－1－1

2．印　鑑

日本では、サインと同じ意味で印鑑がよく用いられます。重要書類に押す「実印」と、確認したことを示すために押す「認印」の 2 種類を使い分けています。市役所に登録した印を「実印」と呼び、必要に応じてその印鑑が登録済みであることを証する「印鑑登録証明書」が発行され、その証明書とあなたが押した「実印」と合わせることによって、あなたの行為が法的に確認されます。「実印」は、不動産の売買や自動車の売買に関する契約書を作成するときなどに必要となります。「認印」は登録する必要がなく、「実印」に比べて軽易なものに使用されます。

（1）登録できる印鑑

①一辺が 8 ㎜以上、25 ㎜未満の正方形の枠内に印影が収まるもの。また印章の高さが 1㎝ 以上のもの。

②木、石、金属など恒久性を持った素材でできたもの

③き損又は摩耗していないもの

④ふちが 1／3 以上欠けていないもの

⑤文字は、「住民基本台帳」に記載されている以下のもの。

・氏名または氏または名。

・通称の氏名または氏または名。

・氏名の一部を組み合わせたものか通称の一部を組み合わせたもの。

（2）印鑑登録の仕方

対象：大分市内に住み、住民基本台帳に記録されている 15 歳以上の人

必要なもの：登録する印鑑と外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書のうちいずれか

場所：市役所（市民課・各支所・明野出張所のいずれか）の印鑑登録窓口

※登録後、「印鑑登録証」が交付されます。

（3）印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証明書が必要な場合は、市役所の市民課もしくは支所（出張所）に「印鑑登録証」を提出して、申請してください。印鑑が登録済みであることを証する「印鑑登録証明書」が交付されます。交付手数料は 1 通 300 円。

なお、印鑑登録証明書は市内 5 ヶ所に設置している自動交付機を利用して取得することができます（手数料は 1 通 200 円）。最初に利用登録が必要となりますので、詳しくはお問い合せください。

（4）問い合わせ先（できれば日本語でお問い合わせください）

＜印鑑登録について＞

大分市役所 市民課 住民記録担当班　097-537-5734

＜印鑑登録証明書の交付について＞

大分市役所　市民課 窓口担当班　097－537-5615

3．銀　行

（1）お金の管理

①口座開設：銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・信用組合・農協などで口座を開くことができます。口座を開設するには、身分を証明する「パスポート」、「在留カード」もしくは「外国人登録証明書」及び「印鑑」を持参してください。キャッシュカードも作成できます。

※ただし金融機関によって必要書類が異なりますので、事前に問い合わせて確認してください。

②営業時間：月曜日～金曜日

銀行	9：00～15：00
ゆうちょ銀行大分店	9：00～18：00

＊各金融機関により、営業時間が異なります。

③キャッシュサービス： 口座開設の時に作成したキャッシュカードは、現金自動預払機（ATM）で、預金・払い戻し・残高照会などができます。なお、手数料については、各金融機関によって異なります。現金自動預払機（ATM）の営業時間も、銀行や設置場所により異なり、一般的に 24 時間サービスは行われていません。詳しくは各金融機関・ゆうちょ銀行に問い合わせてください。

（2）両替・送金

外貨両替の表示がある銀行やゆうちょ銀行においてのみ両替ができます。通貨や金額によっては、両替できないこともありますので、事前に問い合わせてください。「パスポート」及び「在留カード」もしくは「外国人登録証明書」を携行してください。

①銀行からの国際送金： 送金方法は電信送金となり、手数料は、5,000 円～7,500 円程度。詳細は銀行に問い合わせてください。

②ゆうちょ銀行からの国際送金： 送金方法は受取人の住所宛送金と、受取人の郵便振替口座宛又は銀行口座宛（国により不可の場合があります）送金の 3 種類があります。手数料は送金額に関係なく一律 2，500 円。ただし、アメリカ宛の住所宛送金のみ送金額が若干異なります。詳細は、ゆうちょ銀行に問い合わせてください。

③利用時間： 金融機関が開いている時間に利用できます。　〔(1) の②参考〕

（3）問い合わせ先

ゆうちょ銀行　0120－108420（フリーダイヤル）　8：30～21：00

（土、日、休日は 9：00～17：00、12 月 31 日～1 月 3 日は 9：00～17：00）

＊英語による問い合わせ

0120－085420（フリーダイヤル）　　8：30～18：00（土、日、休日を除く）

＊8 ヶ国（英語・中国語・韓国語・フランス語・ルーマニア語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語）による案内用パンフレット有り。

４．住　居

賃貸アパートや借家を探すときは、不動産業者に問い合わせをしたり、雑誌で探す方法があります。不動産業者には無料で問い合わせることができますが、契約時に仲介した不動産業者に手数料を払わなければなりません。不動産業者に依頼すればいくつかのアパートへ案内してもらい、見て回ることができます。ほとんどの不動産業者は下記の協会に所属しており、協会は、トラブルが発生したときの苦情も受け付けています。

（一社）大分県宅地建物取引業協会　　大分市顕徳町 2－4－15　097-536－3758

また、不動産情報誌が、コンビニエンス・ストアや書店で売られています。多くは、店のレジの近くに置いています。情報誌には、間取りや家賃、取り扱っている不動産業者の電話番号や地図など、物件に関する様々な情報が載っています。地図が掲載されているので、建物の位置を把握するのに便利です。雑誌に掲載されている不動産業者に問い合わせて、物件を見せてもらうように頼むと案内してもらえます。通常、契約もその業者を通じて行います。

（1）借用に際しての情報

通常、日本の賃貸アパートや家には、ガスレンジ・オーブン・冷蔵庫といった調理装置また洗濯機などは備えられていません。アパートを下見する場合は、それらの費用や設置のスペースも考えておく必要があります。

契約の時には、通常、「保証人」が必要となります。「保証人」は日本人が望ましいです。家賃の滞納などの契約違反があると、「保証人」が責任を問われます。

特に、建物の外観や部屋の内装などを変えることは通常、許されていないので、もし違反した場合は多額の補償が必要となります。日本では部屋や家を借用する場合は様々な費用がかかります。費用の詳細は以下のとおりです。

① 手付金：手付金を貸主に支払うことで、賃貸物件を確保することができます。契約が成立すると、手付金は契約後の家賃の一部に充当されます。

②敷金：家賃の 3 ヶ月分程度が必要となります。そのお金は家主に預けられ、退去の際に返還されますが、家賃の未払いがある場合は敷金から差し引かれます。また賃借人が故意や過失によって建物を毀損させた場合や、通常でない使用方法による劣化等についても敷金から補修費を差し引かれます。契約を解除して退去する場合には、前もって家主と不動産業者に通知しなければなりません。これを怠ると、退去後でも 1 ヶ月分の家賃を請求されることもあります。契約をする段階で、部屋の中のキズや汚れなど気づいた点があれば、自分の責任とされないためにも不動産業者や家主にはっきりと伝える必要があります。

③仲介料：不動産業者に支払う、家主との仲介手数料。家賃の 1 ヶ月分以内と決められていて、退去時には戻りません。

④家賃：1 ヶ月分の賃貸料のこと。毎月月末までに翌月分を支払います。月の途中から入居する契約の場合は、契約した日からその月の月末までの家賃は日割計算となります。しかし、退去時には、たとえ月の半ばで契約を解除したとしても日割計算しないところが多く、その月分の家賃を支払わなければならない場合があります。

＊上記のとおり、合わせて約 5 ヶ月分の家賃に当たる金額が入居前に必要となります。

⑤共益費：借りるアパートや家によっては、毎月「共益費」を支払わなければない場合があります。このお金は建物の共用部分の管理費に使われ、たいてい家賃と一緒に請求されます。

⑥保険の加入：火災、漏水等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために、賠償責任特約付の住宅総合保険又は共済会等の保障に加入することをもとめられることがあります。おおむね 2 万円程度。

（2）家族用公営住宅

家族で大分に住む場合は、公営住宅の申し込みが可能です。ただし、募集戸数が限られており、抽選となります。また、入居審査・制限（収入の上限金額が定められていたり、税金の完納等が条件となっています。）があります。募集要項は下記に問い合わせてください。

＊市営住宅：大分市役所 住宅課（市役所本庁舎 6 階）　　097-537-5977(日本語対応)

＊県営住宅：大分県住宅供給公社（大分市城崎町 2－3－32）　097-532-5135（日本語対応）

５．医療保険制度

日本の医療保険制度には、勤務先で加入する被用者保険（社会保険など）と国民健康保険・後期高齢者医療制度があります。75 歳以上の方は後期高齢者医療制度に、75 歳未満で社会保険などに入っていない人は、国民健康保険に必ず加入しなければなりません。また、65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。そのため、大分市内に住んでいる外国人で、住民登録を済ませ、日本に 3 ヶ月を超えて滞在すると認められる人はいずれかの健康保険に加入する必要があります。

これらの健康保険に加入すると、医療費の一部を支払うだけで、診療を受けることができます。また、子どもが生まれたり、加入者が亡くなったときも給付を受けることができます。

ただし、病院の個室などに入院したときや特別な歯の治療など保険が適用されない場合もあります。

（1）国民健康保険

①国民健康保険への加入手続き

日本に 3 ヶ月を超えて滞在する予定であることを示す証明書(在留カード、特別永住者証明書に記載されていれば、それで足りますが、ない場合は旅券・査証・日本への招へい文書)を持って、市役所または各支所・出張所にて手続きを行う必要があります。手続きを行う前に必要となる書類を予め確認してください。手続きの際に費用は必要ありませんが、保険税を納付しなければなりません。40 歳未満の方の保険税の例をあげてみると、

例）	年収（給与の場合）	加入者	保険税
	￥2,400,000	1 人	￥197,100／年
	￥3,600,000	1 人	￥290,600／年
	前年の所得がない人	1 人	￥ 19,900／年

②医療費の支払い

診療の際には、「保険証」を医療機関の窓口に提示してください。その際、治療にかかった医療費の一定割合（0 歳-小学校就学前は 20%、小学校就学-69 歳は 30%、70 歳以上は所得の状況により 10%か 30%）を医療機関に払うことになります。「保険証」は持ち帰り、手元に保管してください。

③届出事項の変更

住所や氏名などに変更があるときは、14 日以内に届け出てください。また、次の場合は届け出て、「保険証」を返納しなければなりません。

- 会社の被用者保険に加入したとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 帰国するとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき

問い合わせ先

国保年金課　賦課・資格担当班（市役所本庁舎 2 階）097-537-5736（日本語対応）

④保険税の納付

国民健康保険の保険税は、6 月～翌年 3 月まで毎月払うことになります。市から「納税通知書」が届いたら、指定された納付期限までに、金融機関や市役所などで納付してください。口座振替も可能です。また、加入者全員が 65 歳以上で一定の要件を満たす場合、支払い方法が年金天引きとなります。

⑤国民健康保険からの医療以外の給付

ａ．子どもが生まれたとき： 被保険者が出産したときには、出産育児一時金として 39 万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数 22 週に達した日以後の出産に限る）した場合は 3 万円加算され、42 万円が支給されます。なお、妊娠 12 週（85 日）以上の死産・流産でも支給されます（この場合、医師の証明書などが必要です)。

ｂ．被保険者が死亡した場合： 被保険者が死亡したときには、葬祭費として喪主（葬儀執行者）に 2 万円が支給されます。手続きは、死亡届後、市役所（国保年金課 1 階 9 番窓口・各支所・明野出張所のいずれか）で行い、その時に保険証・喪主の印鑑・預金通帳・喪主が確認できる書類（会葬礼状など）が必要となります。ただし、この給付は被保険者である外国人が、日本国内で死亡した場合に葬儀執行者に支給されます。

問い合わせ先

国保年金課給付担当班(市役所本庁舎 2 階)　　097-537－5735（日本語対応）

(2) 被用者保険（社会保険など）

被用者保険の場合、事業所（勤める会社）が被用者に代わって手続きをすることになっていますので、詳しいことは、お勤めされている事業所の健康保険（社会保険）担当部署に問い合わせてください。

(3) 後期高齢者医療制度

①後期高齢者医療制度の加入手続き

既に国民健康保険や被用者保険に加入している人は 75 歳の誕生日に自動的に移行します。

未加入の方は加入手続きを行う必要があります。手続きの方法は、国民健康保険と同じです。

②医療費の支払い

診療の際には、「保険証」を医療機関の窓口に提示してください。その際、治療にかかった医療費の 10%（一定以上の所得者は 30%）を医療機関に支払うことになります。

③届出事項の変更

住所や氏名などに変更があるときは、14 日以内に届け出てください。また、次の場合は届け出て、『保険証』を返納しなければなりません。

・他の市町村へ転出するとき
・帰国するとき
・生活保護を受けるとき
・死亡したとき

問い合わせ先

国保年金課　賦課・資格担当班（市役所本庁舎 2 階）　097-537-5736（日本語対応）

④保険料の納付

後期高齢者医療保険料は、7 月～翌年 2 月まで毎月払うことになります。市から「納入通知書」が届いたら、指定された納付期限までに、金融機関や市役所などで納付してください。口座振替も可能です。

また、一定の要件を満たす場合、支払い方法が年金天引きとなります。

⑤医療以外の給付

被保険者が死亡した場合、葬祭費として喪主（葬儀執行者）に 2 万円が支給されます。

申請には保険証・喪主の印鑑・預金通帳・喪主が確認できる書類（会葬礼状など）が必要です。

問い合わせ先

国保年金課給付担当班（市役所本庁舎 2 階）　097-537-5735（日本語対応）

６．国民年金制度

20 歳以上 60 歳未満の人で、日本に在留している外国人は、原則、国民年金に加入しなければなりません。

なお、日本の会社、工場で働いている人は、厚生年金に加入することになっているため、国民年金への加入手続きは不要です。また、厚生年金保険の加入手続きは、本人に代わって勤め先の会社が行いますので、会社に相談してください。

（1）国民年金への加入手続き

本人が市役所（国民年金室・各支所・明野出張所・今市を除く連絡所のいずれか）で行ってください。パスポートが必要です。

（2）年金手帳

国民年金の加入手続きが終わると年金手帳が交付されます。この年金手帳は、年金を受けるときなどに必要です。また、一度交付された年金手帳は一生使いますので大切に保管してください。

（3）保険料の納付

毎月の保険料は 15,040 円（2013 年 4 月 1 日現在）。納付書が日本年金機構から送られてきますので、金融機関や指定されたコンビニエンスストアで納付してください。また、預（貯）金口座からの自動引き落としやクレジットカードでのお支払いもできます。

＊保険料を納めるのが困難なときは、滞納せずに市役所に申し出てください。保険料の免除・猶予制度があります。ただし、前年中の所得が一定の基準を満たしていることが必要です。また、学生には「学生納付特例制度」があります。

（4）年金の請求手続きと給付

国民年金に加入した人は、次のような場合に必要な条件を満たせば年金を受けることができます。

①障がい者になったとき： 障害基礎年金

②加入者が死亡し、子または子がいる妻が残されたとき： 遺族基礎年金

③老齢（65 歳）になったとき： 老齢基礎年金

（5）脱退一時金

年金保険料を一定期間以上支払い、年金を受給せずに帰国する場合には、脱退一時金が支払われます。対象者は原則として次の 4 つの条件を満たす必要があります。

①日本国籍を有していないこと

②最低 6 ヶ月の実質納付があること

③日本に住所を有していないこと

④年金を受ける権利を有したことのないこと

※脱退一時金請求書は直接日本年金機構本部に提出してください。

申請するには、日本滞在中に請求書(大分年金事務所にて入手可)を入手しておき、帰国後 2 年以内に直接、日本年金機構本部に郵送してください。添付書類は以下のとおり。

①年金手帳

②パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）を添付してください。

③請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号及びあなた自身の名義の確認できるものを添付してください。(銀行が発行した証明書等)

注意点

・脱退一時金を受け取ったとき、その金額に該当する期間は年金の加入期間ではなかったことになります。

（6）問い合わせ先

大分市国民年金室　097-537－5617　（日本語対応)

大分年金事務所　　大分市東津留 2－18－15　　097-552－1211（日本語対応）

７．介護保険

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした助け合いの制度です。
大分市内に住んでいる 40 歳以上の外国人で、住民登録を済ませ、日本に 3 ヶ月以上滞在すると認められる人は加入する必要があります。介護保険は介護や支援が必要となったときに介護サービスを提供し、加入者自身とその家族を支援するしくみです。

また、できるかぎり介護を要する状態にならないように、元気はつらつ教室などの各種事業を行っています。サービスを受けることができる人は、65 歳以上の人及び 40 歳から 64 歳までの人で特定の病気により介護や支援が必要と認定された人です。

（1）保険料の納付

40 歳から 64 歳までの人の保険料は、加入している国民健康保険等の保険料の算定方法によって決まり、国民健康保険等と一緒に納めます。

65 歳以上の人で年金が年額 18 万円以上の人は、原則として年金の支払いの際に、介護保険料があらかじめ天引きされます。

65 歳以上の人で年金が年額 18 万円未満の人は、納付書または口座振替によって納めます。納付書による納付の方法は、6 月に送られる納付書により、6 月から翌年 3 月までの毎月納めます。

（2）届出事項の変更

65 歳以上の人は、以下のようなときには届出が必要です。介護保険証を用意し、長寿福祉課（大分市役所本庁舎１階）まで行ってください。

①大分市へ転入したとき
②他の市区町村へ転出するとき
③市内で転居したとき
④死亡したとき

（3）受けられるサービス

介護サービス（「要介護認定等」の申請をして認定を受けることが必要です。）

高齢者福祉サービスとして、「社会参加活動・生きがいづくりの支援」「高齢者の在宅生活などの支援」「その他の高齢者支援」があります。

地域支援事業として「長寿スマイルチェック」「元気はつらつ教室」「歯ッピー噛むＣＯＭＥ教室」「地域包括支援センターの利用」などを受けることができます。それぞれ、サービスを受ける際には条件があります。

各サービスの具体的な内容につきましては下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

大分市長寿福祉課（市役所第２庁舎２階）　097-537-5679（日本語対応）

８．自動車免許（外国の免許を日本の免許に切り替える場合）

日本で車を運転するには、道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）加盟国の国際運転免許証か日本の運転免許証が必要です。（スイス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、台湾の運転免許証を有する者は、公式の翻訳文が添付された自国の免許証で上陸後１年間運転できます。）国際運転免許証の有効期限は発行日から１年間（ただし、日本に上陸した日から１年以内に限ります）。

自国（外国）の免許を有する場合は同等の免許を日本において取得することができます。その際に必要となる条件と手続きは下記のとおりです。

（1）必要な条件

① 自国の自動車運転免許証の期限が切れていないこと。

② 免許を取得した国に取得後３ヶ月以上居住していたこと。

③ 審査に合格すること。審査には適性検査（視力検査、運動能力等）、学科審査、技能審査がある。なお、23 ヶ国１地域(オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、ギリシャ、イタリア、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、オーストリア、チェコ、カナダ、韓国、台湾)のいずれかの国の免許証を有する者については、学科審査・技能審査は免除される。学科審査は 10 問中７問以上正解すれば合格である。現在９ヶ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ペルシャ語・ロシア語・タイ語・タガログ語）で受験することができ、日本語も併記されている。学科審査に合格した人は、技能審査に挑むことができる。免許試験場の車を使い、日本の道路を運転できるかの審査を受ける。マニュアル車とオートマチック車のどちらでも受験できるが、オートマチック車を選んだ場合、免許証に「オートマチック車に限る」の条件が付される。

（2）手続きに必要な書類

①自動車運転免許証（自国のもの）

②パスポート等（運転免許証取得後、自国に３ヶ月以上滞在したことを証明できるもの）

③住民票

④免許証の公式翻訳文： 自国の自動車運転免許証を日本語に翻訳してもらったもの。大使館や領事館または JAF で翻訳してもらえます。費用は 3,000 円程度。
日本自動車連盟（JAF）大分支部　　大分市下郡 119－2　　097-567-7000

⑤写真１枚（縦３㎝×横 2.4 ㎝）： 無帽で写真の中に背景が入っていないもの。６ヶ月以内に撮影したもの。

⑥手数料：申請手数料（取得する免許の種類で異なる）、車の使用料、交付手数料（合格した場合）などが必要となります。

（3）予約・連絡先

大分県警察本部 交通部 運転免許課　 097-528-3000（日本語対応）大分市松岡 6687 番地
月曜日～金曜日（祝祭日を除く）8:30～17:15

＊申し込みには予約が必要で、日本語が話せない方は通訳を同伴する必要があります。

９．電　話

（1）電話番号の読み方

（例）　097　－　534　－　6111

市外局番　　市内局番　　電話番号

市内通話の場合は、市外局番なしで電話でき、市外局番は市外に電話する場合のみ必要となります。

（例）　東京：03　　大阪：06　　福岡：092　　大分：097

※フリーダイヤルについて

電話番号の中には、着信側が通信料を負担するフリーダイヤルがあります。

代表的なものは、「0120」の番号から始まる電話番号です。

（2）公衆電話の使い方

①受話器をはずして硬貨（10 円か 100 円）を投入するか、もしくはテレホンカードを挿入し、発信音が聞こえてからダイヤルします。通話中に「ビー」という音がしたら、追加の硬貨を投入するかテレホンカードを挿入すれば、引き続き通話できます。100 円硬貨の場合、釣り銭は戻りません。

②ディスプレイに「国際通話が利用できます」と表示されている公衆電話機は、国際通話ができます。

1. 主な国際電話サービス提供会社の識別番号

0033：NTT コミュニケーションズ

001： KDDI

0061：ソフトバンクテレコム

2. 010
3. 相手先の国番号
4. 地域番号
5. 相手先の電話番号

（3）電話を受けたい時は

日本で個人電話サービスを利用するためには、携帯電話等を購入する方法と自宅に電話回線を引く方法があります。

①携帯電話・PHS

大分で購入できます。携帯電話の契約に際して必要となる情報のほとんどは自宅に電話回線を引く場合と同じです。通話エリア、サービス内容、契約条件などがそれぞれ大きく異なります。車の運転中に携帯電話を運転手がかけると罰せられます。この他にも携帯電話等の使用が認められない場所があるので、使用禁止の表示には注意してください。

以下は携帯電話会社の連絡先（無料)。

・ＮＴＴドコモ　　0120－005－250

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語での対応可。

・ソフトバンク　　157 、0800－919－0157(自動応答)

英語・ポルトガル語での対応可

・ａｕ　　0077－7－111 (自動応答)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語での対応可（9:00～20:00 対応）

②自宅電話の開設

NTT 西日本の 116 番あるいは 0120－064－337（無料 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国語での対応可）に電話して申し込みます。

116 番は年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日 9：00～17：00 まで受付。

0120－064－337 は、土曜、日曜、祝日、年末年始を除く 9：00～17：00 まで受付。

必要となるものは、

＊パスポートと在留カードや外国人登録証明書などの身分証明書

＊取付工事費として約 10,000 円。（工事内容によって異なる）

＊住所等の情報

＊「加入電話」「加入電話ライトプラン」「INS ネット 64」「INS ネット 64・ライト」「フレッツ光＋ひかり電話」のいずれかを選ぶこと。

（「加入電話」「INS ネット 64」については施設設置負担金 37,800 円、契約料 840 円が別途必要）

ＮＴＴ西日本の公式ホームページでの商品サービス案内

http://www.ntt-west.co.jp/product/index.html（日本語）

http://www.ntt-west.co.jp/english/（英語）

注意！　外国から大分にあるあなたの自宅に電話をかける場合、市外局番の０は

ダイヤルしないでください。

（例）　正　　81－ 97－534－6111

誤　　81－097－534－6111

（4）自宅から国際電話をかけたい時

利用する電話会社によって、料金やかけ方、かけることができる地域・国が違います。
利用する電話会社によっては、かける前に簡単な手続きが必要な場合があります。
詳しいことは、それぞれの会社に問い合わせてください。

（5）自宅の電話で電話会社を選ぶには

自宅に電話を開設した後、NTT 西日本以外の電話会社を申し込むときは、各社に問い合わせてください。（参考） http://www.myline.org/index_e.html→English→What’s MYLINE?

（6）電話帳

電話帳にはタウンページ（職種別）とハローページ（企業名と個人名）の 2 種類があります。自宅に電話を開設している場合は、ＮＴＴ西日本に 0120－064－337（英語）または 0120－506－309（日本語）で電話（無料）するとこれらの電話帳を無料でもらうことができます。

（7）問い合わせ先 (フリーダイヤル)

ＮＴＴコミュニケーションズ	0120－506506
ＮＴＴ西日本	0800－2000－116
九州電話	0120－75－0086
ＫＤＤＩ	0077－777、0120－22－0077
ソフトバンクテレコム	0088－82
ドイツテレコム	0120－701-874
フュージョン・コミュニケーションズ	0120-987-100
ベライゾンビジネス	0120－61－0071

Ⅱ．緊急・健康管理

１．緊急時

（1）消防署（火事・救急）

緊急電話番号：119

その他の緊急を要しないもの：097-532-2187(日本語対応)

（2）警察署（事件・事故）

緊急電話番号：110

その他の緊急を要しないもの：中央署：　097-533-2131（日本語対応）
東警察署：097-527-2131（日本語対応）
南警察署：097-542-2131（日本語対応）

＊公衆電話からの緊急電話のかけ方

受話器を上げ、赤い緊急用通報ボタンを押し、上記の緊急電話番号をダイヤルします。

＊通報例

１．どんな問題かを話す。= _____です

KAJI	＝	火事
OHKEGA	＝	大けが
KYUBYO	＝	急病
JIKO	＝	事故
DOROBO	＝	泥棒
SUTOHKA	＝	ストーカー

２．自分の名前を言う。　＝　わたしは _____ です

３．場所を知らせる。　＝　_____ に　います

４．電話番号を教える。　＝　電話番号は _____ です

５．救急車を呼びたいとき　＝　救急車おねがいします

６．英語がわかる人を頼む　＝　英語がわかる人をおねがいします

＊救急車は無料ですが、軽い病気や怪我の時は利用できません。その時は、タクシーや車を利用して病院に行ってください。病院に行かなければならないときは１万円程度の現金と健康保険証を用意してください。

（3）自然災害

・台風と集中豪雨

大分地方では、６月から９月が台風のシーズンです。台風は大雨と強風を伴います。台風の被害でガス、電気、水道、電話などが利用できなくなることもあります。大雨により道路が通れなくなったり、公共交通機関が動かなくなったり、さらには学校が休校となることもあります。台風が発生した場合はテレビ、ラジオの天気予報で最新の情報を入手できます。

・地震

大分は日本の他の地域と比べると、大きな地震は起きていませんが、大地震が起きる可能性は常にあります。いったん地震が発生すれば、家屋が倒壊したり、火事、津波、がけ崩れなどが発生するおそれがあります。

＊家にいるときに地震を感じたら

① ガス、オーブン、ストーブなどの火を消し、ガスの元栓を閉める。

② 出入口のドアを開ける。

③ 外に出ないで、壁や家具、ガラスなど落下する恐れのあるものから離れ、丈夫な机やテーブルの下に入り身を守りましょう。

＊外にいるときに地震を感じたら

建物の中や広い場所に避難し、壁・ガラス・看板などの落下する恐れのあるものから離れること。

＊大きな地震発生後は電話がつながらない場合があります。本国にいる家族や友人が、あなたと連絡がとれずに心配することを考え、領事館や大使館に自分から連絡を入れるなど対応してください。また、災害の後に集まる場所やメッセージを交換する場所を予め決めておきましょう。

２．健　康

病気の症状に関する日本語を巻末に載せています。病院側で電話に応対する人は、多くの場合、英語などの外国語は話せません。

エイズに関して： 大分市保健所で、電話予約してエイズに関する相談や検査を受けることができます。検査は無料・匿名。 097-537－8190（日本語対応）

３．出産・育児

（1）出　産

①母子健康手帳： 日本では、妊婦・乳幼児に対して様々なサービスが行われています。妊娠と診断されたら、すぐに保健所（中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、各健康支援室）・明野出張所・連絡所のいずれかで、窓口に用意してある妊娠届出書に必要事項を記入して提出し、「母子健康手帳」の交付を受けます。この手帳は、妊婦・乳幼児健診、予防接種の際に必要になります。手帳に添付されているハガキを保健所に送れば、保健師または助産師等による保健指導を受けることができます。日本語の手帳は無料。２ヶ国語併記（日本語と英語・中国語・タガログ語）の手帳は 798 円で保健所中央保健センター、東部・西部保健福祉センターにおいて入手可能です。

②妊婦健康診査受診票：住民登録されている妊婦を対象に「妊婦健康診査受診票」を母子健康手帳交付時に交付します。妊婦健診には、母子健康手帳と受診票を持参してください。

③出生届及び関連の手続き：生まれた日を含めて 14 日以内に、市役所（市民課・各支所・明野出張所のいずれか）で行います。母子健康手帳、子どもが生まれた病院が発行する出生証明書、国民健康保険証（加入者のみ）、印鑑を持参してください。出生後、子どもが日本国籍を有することなく 60 日を越えて日本に滞在する場合は、出生の日から 30 日以内に入国管理局で子どもの在留資格の取得を申請しなければなりません。入国管理局から在留資格の取得の許可を受け、中長期在留者となった時点から、在留カードが発行されます。また、特別永住者については出生から 60 日以内に市役所に特別永住許可申請をしてください。領事館への出生通知も忘れないようにしてください。

④出産育児一時金：子どもの母親が国民健康保険に加入している場合、出産育児一時金として 39 万円（産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産した場合は 42 万円）が支給されます。基本的には医療機関などで手続きをするようになるため、大分市への申請は必要ありません。医療機関を通さずに直接申請することもできます。（その場合、出産費用をいったんご自身で医療機関などに支払うことになります。）また、出産費用が出産育児一時金の支給額より少なかった場合には、その差額分を受け取るために本人が直接請求する必要があります。市役所本庁舎 1 階 9 番「国保・後期高齢者医療窓口」や各支所、明野出張所で申請してください。申請に必要な書類は以下のとおり。

1. 国民健康保険証
2. 銀行口座名義などの情報
3. 世帯主の印鑑（朱肉を使うもの）
4. 母子健康手帳
5. 医療機関などから交付される代理契約に関する文書の写し
6. 以下の内容が確認できる、医療機関などから交付される支払い明細書

Ⅰ医療機関が請求をしていないこと

Ⅱ医療機関が請求をしているが、出産費用が出産育児一時金より少ないこと
Ⅲ産科医療補償制度に加入する医療機関などの医学的管理の下で出産しているかどうか
※国民健康保険以外に加入している人は、それぞれ加入している健康保険に申請して下さい。

⑤予防接種： 大分市では住民登録されている子どもを対象に予防接種を行っています。実施期間及び実施医療機関は大分市のホームページ及び４月１日号の市報に掲載されます。接種には母子健康手帳を持参してください。

⑥こんにちは赤ちゃん訪問：大分市では、生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問しています。主任児童委員や保健師等が訪問し育児等の相談に応じています。

⑦乳幼児健診：大分市では住民登録されている乳幼児を対象に 3～4 か月児・7～8 か月児・9～11 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健診を行っています。受診票は郵送されます。健診には受診票と母子健康手帳を持参してください。
問い合わせ先：健康課（大分市保健所）大分市荷揚町 6 番 1 号　097-536-2516（日本語対応）

⑧すこやか育児相談： 大分市保健所では電話による育児相談を下記のとおり行っています。
受付：　月曜日～金曜日　9：00～16：30
電話：　097-537－8181　（日本語対応）
すくすく子育て相談を下記にても受け付けています。（日本語対応）
下郡保育所　　097-568－4500
新春日町保育所　　097-544－1500

(2) 育　児

①保育所： 大分市内には 60 余りの認可保育所があります。保護者が働いていたり、療養していたり、その他の理由で保育できない家庭の児童を、保護者に代わって保育してくれます。生後 3 か月(首がすわっていない方は不可)から小学校就学前までの児童が入所できます。保育料は父母等の所得税などを基準にして決定します。

②親子通所事業「にこにこルーム」： 言葉や心身の発達に遅れがある１歳６か月以上の児童を受け入れ、保育や生活指導を行うことにより、保護者への子育て支援を行います。
問い合わせ先：子育て支援課（市役所本庁舎１階）　097－537－5794（日本語対応）

③児童手当：児童が 15 歳に達した後の最初の 3 月末まで、児童を養育している保護者に支給されます。保護者と児童が住民登録している必要があります。出生時や転入時に子育て支援課で手続きをしてください。支給月は 2･6･10 月です。

＜支給額（月額）＞

所得制限限度額未満	
0 歳～3 歳未満（一律）	15,000 円
3 歳～小学校修了前（第 1 子、第 2 子）	10,000 円
3 歳～小学校修了前（第 3 子以降）	15,000 円
中学生（一律）	10,000 円
所得制限限度額以上	
0 歳～中学校修了前（一律）	5,000 円

＜所得制限限度額＞

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	622 万円
1 人	660 万円
2 人	698 万円
3 人	736 万円

※限度額は扶養親族等の数が 1 人増えるごとに 38 万円加算されます。

④児童育成クラブ： 留守家庭の児童（小 1～3）を対象。遊びを主体として健全育成活動をするクラブ。各小学校区に 1 つクラブがありますが、クラブがない小学校区もあります。基本的に、月曜日～金曜日　放課後及び長期休業日に活動しています。各クラブによって活動時間は異なります。児童 1 人につき月 4,500 円の費用と別途おやつ代が必要です。

問い合わせ先：子育て支援課（市役所本庁舎 1 階）　097－537－5794（日本語対応）

４．福　祉

下記をご利用ください。(できれば日本語でお問い合わせください)

お年寄りの方のために：長寿福祉課（市役所第 2 庁舎 2 階）　097-537-5679

心身に障害をおもちの方のために：障害福祉課（市役所本庁舎 1 階）　097-537-5658

暮らしにお困りの方のために：生活福祉課（市役所第 2 庁舎 2 階）　097-537-5621

５．女性に対する暴力についての相談窓口

夫やパートナー、付き合っている相手など“親密な相手”からの暴力のことをドメスティックバイオレンス（ＤＶ）といいます。このときの暴力とは、身体への暴力だけではありません。精神的暴力や経済的暴力などで相手の体を傷つけずにコントロールする加害者もたくさんいます。

また、セクハラ、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力も女性の人権を侵害するものであり、許されるものではありません。

このような問題でお悩みのときはぜひ相談窓口にお電話ください。

【相談窓口】

夫やパートナーからの暴力（ＤＶ）については

◆大分県配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰ

・婦人相談所

TEL　097-544-3900

電話相談　月～金　9:00～21：00、土・日・祝　13:00～17:00　18：00～21：00

来所相談（要予約）月～金　9:00～17:00（祝祭日、年末年始は除く）

・消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

TEL　097-534-8874

月～金　9:00～16:30　（祝祭日、年末年始は除く）

◆大分市　中央子ども家庭支援センター

TEL　097-537-5666

月～金　8：30～18：00　（祝祭日、年末年始は除く）

夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどについては

◆警察安全相談（大分県警察本部広報課）

TEL　097-534-9110　097-537-4107　097-534-5110

月～金　9:30～17:45（祝祭日、年末年始は除く）

※最寄りの警察署でも相談できます

大分中央警察署　TEL　097-533-2131

大分東警察署　TEL　097-527-2131

大分南警察署　TEL　097-542-2131

女性が抱える様々な悩みについては

◆大分県　消費生活・男女共同参画プラザ　（アイネス）

TEL　097-534-8874

月～金　9:00～16:30（祝祭日、年末年始は除く）

職場でのセクハラや性別による差別的取扱いについては

◆大分労働局雇用均等室

TEL　097-532-4025

月～金　8:30～17:15（祝祭日、年末年始は除く）

スクールセクハラについては

◆大分市　教育指導課

TEL　097-537-5648

月～金　8:30～17:15（祝祭日、年末年始は除く）

◆大分県　人権・同和教育課

TEL　097-534-4366

月～金　9:00～17:00（祝祭日、年末年始は除く）

※Ｅメールアドレス　no-sekuhara@pref.oita.lg.jpでも相談できます。

女性の人権問題全般については

◆女性の人権ホットライン（大分地方法務局内）

TEL　0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

月～金　8:30～17:15（祝祭日、年末年始は除く）

Ⅲ. 公共サービス・公共制度

１．電　気

大分市では九州電力１社が電気の供給を行っており、「電気ご使用申込書」が新しい住居に備えられていることが多いです。電圧・周波数は 100 ボルト 60 ヘルツ。これに適合しない電気機器は使用できない場合があるので、取扱説明書を読むか電器店に尋ねてください。

問い合わせ先
九州電力大分営業所　0120-986-504(日本語対応)

（1） 使い始めるとき
入居先でリミッターおよびブレーカーの「つまみ」を上げて「入」にすると電気を使用できます。なお、配電盤上の主電源をリミッター、各部屋等に分岐する従電源をブレーカーと呼びます。電気が通電したら、郵便受あるいは部屋の中に置かれている「電気ご使用申込書」に必要事項を記入し同封の封筒に入れて郵送してください。電気料金の口座振替払いを希望する場合（料金の支払い方法は後述の(3)を参照）は、「電気料金預金口座振替依頼書」に記入してください。リミッターおよびブレーカーを「入」にしても、電気が通電しない場合や「電気ご使用申込書」がない場合は、九州電力大分営業所に連絡してください。

（2） 停電したとき
契約アンペア以上の電気を一度に使うと、リミッターのスイッチが自動的に作動し電気が切れます。その時は使用していたいくつかの電気機器のスイッチを切ってリミッターを「入」にしてください。電気機器が故障した場合は、その機器をコンセントから抜いて使用を中止してください。リミッターの操作をしても電気がつかない場合やどのブレーカーのスイッチも切れていない場合は九州電力大分営業所へ連絡してください。

（3） 料金の支払い
電気の使用量は毎月検針を行い、通知されます。電気料金は使用者が指定した口座から自動的に振り替えられる口座振替と、金融機関かもしくはコンビニエンスストアでの振込で支払いができます。

（4） 使用を中止するとき
退去日の 4、5 日前までに九州電力大分営業所に連絡してください。退去の際はリミッターを必ず「切」にしてください。
＊重要　無人の家に電気を送り続けると火事になるおそれがあるので、退去の際は必ずリミッターを切ってください。

（5） 契約アンペアを変更するとき
契約アンペアを変更したいときは、家主の了解を得た上で、九州電力大分営業所に問い合わせてください。リミッターは切れずにブレーカーだけが切れる場合は、使い方を工夫するか、回路の増設など屋内の配線工事が必要となるので、家主の了解を得た上で、電気工事店に問い合わせてください。

2．ガ　ス

大分市内では、都市ガスとプロパンガスの 2 種類が使用されています。都市ガスは大分ガス（097-534－2211）が供給します。アパートや家によって使用するガスの種類は予め決まっているので、適合したガス器具を使用してください。ガスに適合しない器具を用いることは、大変危険で、不完全燃焼を起こしたり火事になることがあります。

（1） 料金の支払い

ガスの使用料金は毎月検針時にお知らせします。ガス料金の支払い方法は、使用者が指定した口座から自動的に振り替えられる口座振込か金融機関、またはコンビニエンスストアでの振込みがあります。

（2） 引っ越しのとき

①都市ガスの場合： 入居の 2、3 日前までに、入居先住所、入居者名、連絡先（電話番号）を大分ガス大分営業所（097-534－2211）へ電話してください。退去の際は、料金の精算がありますので、退去の 4，5 日前までに連絡してください。その際に「検針お知らせ票お客様番号」を知らせてください。

②プロパンガスの場合： 最寄りのプロパンガス販売店に問い合わせてください。

3. 水　道

大分市の水道は、大分市水道局が管理、供給する浄水であり、そのまま飲むことができます。

（1） 使い始めるとき

あなたが日本語を話すことができれば、(4)に掲載された料金センターに電話で届けるだけで使用開始できます。電話をかけることはできないが日本語を読める場合は、入居先に備え付けてある「水道使用開始届」に記入し、同封の封筒に入れて郵送することができます。（4）に掲載された水道局各料金センター、市民課 7 番窓口（市役所 1 階)、各支所・出張所のいずれかに行き、使用開始の届けをします。

（2） 料金の支払い

水道料金は、水道の使用量によって 2 ヶ月に 1 回請求されます（公共下水道使用者は下水道使用料も加算されます)。料金の支払方法には、「口座振替」または「直接払い」の方法があります。「口座振替」の方法は、使用者が指定した口座から自動的に振り替えられ、「直接払い」の方法は、送られてきた「納付書」で、金融機関・九州管内の郵便局（沖縄を除く）・コンビニエンスストアで支払わなければなりません。

「口座振替払い」を希望する場合、入居先に配布している「口座振替依頼書」に記入し、「預金口座の届出印」を持って、口座のある金融機関または郵便局で申し込んでください。また、「口座振替依頼書」が配布されて無い場合は、各料金センターに連絡し取得するか、市内の金融機関で取得してください。

（3） 使用を中止するとき

転居により水道を使用しなくなる時や長期にわたって水道を使用しない時は、中止の届が必要となります。あなたが日本語を話すことができれば、（4）に掲載された料金センターに電話で使用中止の届けができます。または、（4）に掲載された各料金センター、市民課 7 番窓口（市役所 1 階)、明野出張所及び市役所各支所に出向き、使用中止の届けをしてください。

（4）問い合わせ先

下記の住所地を管轄する料金センターに連絡してください。（月曜日～金曜日 8：30～17：15）

大分市水道局営業課	中央料金センター	097－538－2416(日本語対応)
	東部料金センター	097－527－7171(日本語対応)
	西部料金センター	097－567－2355(日本語対応)

４．ご　み

大分市では、家庭から出るごみ類を以下のように分類しています。

以下の分類のうち（1）～（8）については大分市が回収するが（9）については収集しません。また、(5)（7）は、大分市でも回収しますが、なるべく近所の子供会などの集団回収に出すようにしてください。

（1）燃やせるごみ
（2）燃やせないごみ
（3）プラスチック製容器包装
（4）蛍光管等
（5）缶、びん
（6）ペットボトル
(7) 新聞類、その他紙類、布類
(8) 粗大ごみ
(9) 収集されないごみ
(10) その他

問い合わせ先
清掃管理課（市役所本庁舎 4 階）　097-537-5687（日本語対応）

ごみの出し方

・大分市は、定められた収集場所（町内のごみステーション）に出された（1）から（7）までの家庭ごみを定期的に回収します。
・収集日は地域によって異なります。
・日本語のごみ収集カレンダーは毎年 3 月に各家庭に配布されます。英語・中国語・韓国語で記載したごみ収集カレンダーは、市役所市民課・国際化推進室・各支所・出張所・各大学等の窓口で入手できます。
・収集日当日の朝 8 時 30 分までに町内のごみステーションに出してください。
・収集日以外の日は収集しないので、次の収集日まで家庭に保管してください。
（前日には出せません。）
・ごみは必ず透明か半透明（無色）の 45 リットルまでのポリ袋に入れ、口をよくしばってから決められた場所に出してください。定められた出し方に従っていない場合は、ごみは収集されません。
・決して近所の方に迷惑がかかることのないよう気をつけましょう。

（1）燃やせるごみ
・収集は週 2 回
・燃やせるごみの例：生ごみ（茶殻等も）、貝殻、紙くず、割りばしや竹ぐし、皮類・ゴム類、家庭で剪定した少量の小枝、食用油、再生のできない紙くず類（紙おむつ等）、プラスチック・ビニール類

・ のマークがついていないプラスチック製品

・生ごみはよく水を切ってから袋に入れて出してください。
・竹ぐしは先を折り、新聞紙などに包んで出してください。
・剪定枝、リサイクルできない衣類、ぬいぐるみ等は週後半の収集日に出してください。
・食用油は布や紙にしみこませて出してください。
・可燃性の高いものは危険なので、一緒に捨てないでください。
・紙おむつに付着している汚物はトイレに流して出してください。

（2）燃やせないごみ

・収集は 4 週間に 1 回
・燃やせないごみの例： コップ・ガラス、陶磁器、かさ、小型電気器具類、包丁、金属製のふた、アイロン、ヘアドライヤー
・割れたガラス、包丁など鋭利で危険なものは、新聞紙などに包み、透明または半透明（無色）の袋に入れて、「キケン」と書いてください。

（3）プラスチック製容器包装

・収集は 1 週間に 1 回
・ のマークが目印。
・プラスチック製容器包装の例：カップ麺などの容器、納豆などの容器、弁当の容器、卵・苺などのパック容器、シャンプー・リンスなどのボトル容器。
・中身は使い切って、きれいに洗い、乾かして出してください。

（4）蛍光管等

・収集は 4 週間に 1 回
・蛍光管等の例：蛍光管・電球・水銀体温計・乾電池・スプレー缶類・ライター類
・蛍光管、電球、水銀体温計は割れないよう、紙袋や紙筒に入れて出して下さい。割れた場合は、新聞などに包んで「キケン」と記入し、「燃やせないごみ」の日に出して下さい。
・使用済み乾電池は、乾電池だけをまとめて透明な袋に入れて、ステーションの端に出して下さい。
・スプレー缶は使い切り、必ず穴を開けて、別の袋に入れて下さい。
・ライター類は使い切った後、別の袋に入れて下さい。

（5）缶・びん

・収集は 2 週間に 1 回

・対象となっているものは食用・飲料用容器、ペットフード缶

・缶・ビンの例：飲料缶、缶詰の容器~~缶~~、茶・海苔の缶、お菓子缶、ミルク缶、ペットフードの缶など

・油の缶、油ビン、金属製のふたは「燃やせないごみ」に出してください。

・中身を出し切り、きれいにすすいで、水気を切って出してください。

（6）ペットボトル

・収集は 2 週間に 1 回

・対象となるものは

マークがついている、飲料用・酒用・醤油用ペットボトル。

・中身を出し切り、すすいで、ふたはプラスチック製容器包装として出してください。

（7）新聞類、その他紙類、布類

・収集は 2 週間に 1 回

・　雨に濡れるおそれのない場合はヒモで縛って出せます。

・　新聞とチラシを一緒の袋に入れて出してください。

・雑誌、段ボール、紙パック、紙箱等を一緒の袋に入れて出してください。

・衣類、その他布を一緒の袋に入れて出してください。

・紙類（新聞紙を含む）、布類を直接持ち込む場合は清掃管理課（097－537－5687）へお問合せください。

（8）粗大ごみ

・これらのごみは、町内のごみステーションには出せません。申し込みによる各戸収集（有料）を利用するか、各自で市の処理施設まで持ち込んでください。

・対象となるものは応接セットなどの家具類、寝具類、たたみ（カーペット）、自転車、家庭で剪定した多量の庭木類、板くず等の長さ 50㎝ 以内、太さ 5㎝ 以内のごみ。

各戸収集（有料）

申し込み先： 最寄りの事業所に連絡してください。

中央清掃事業所　　097-569-5184（日本語対応）

東部清掃事業所　　097-523-0322（日本語対応）

西部清掃事業所　　097-541-5473（日本語対応）

料　　金：軽貨物自動車 1 台につき 1,950 円

市の処理施設への持ち込み

持ち込み先	：福宗環境センター	097-588-0113（日本語対応）
	佐野清掃センター	097-593-4047（日本語対応）
問い合わせ先	：清掃施設課	097-537-5659（日本語対応）

・小動物の屍骸については委託業者が収集します。収集料金は一体につき、1,020 円です。福宗環境センター、佐野清掃センターに持ち込むこともできます。（野良犬、野良猫は無料）

収集に関する問い合わせ先：清掃業務課　097-568-5763（日本語対応）

(9) 収集されないごみ

・市は以下のごみを収集していませんので、販売店に引き取ってもらってください。

・対象となるものは、タイヤ、ガスボンベ、廃油・農薬・劇薬等危険な薬品類、消火器、バイク、発火危険物、カーバッテリー、ペンキ、塗料、シンナー、家庭で使用した医療系廃棄物。

・テレビ（ブラウン管式液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目（以下、家電という）も市では収集していません。これらを排出するには以下の 2 通りの方法があります。

①家電を買い換える際に、電器店が不用となったものを有料で引き取ってくれます。ただし、中古品を扱う店で新たに購入する場合は、不用となったものは自分で処分しなければなりません。

②不用となった家電を処分するには、まず、郵便局に行き、リサイクル料金を振り込みます。リサイクル料金は 1,500 円から 6,000 円の範囲で、家電のメーカーや品目によって異なります。リサイクル料金のリストは郵便局に置いてあります。送金の後、領収証に添付されているリサイクル券を処分する家電に貼り付けます。その後、自分で指定引取場所へ運ぶか、収集運搬許可業者に頼んで運んでもらってください（有料）。収集運搬許可業者のリストもまた郵便局に置いています。

＊リサイクル料金は事前に郵便局で払い込まなければなりません（振込手数料が必要）。

＊指定引取場所（どちらでも持ち込み可）

・フジケイ㈱　大分市豊海 3－7－4　　月曜日～金曜日、土曜日（要問合せ・祝祭日は休み）
8：00～17：00　　097－536－2588（日本語対応）

・久留米運送㈱　大分市豊海 5－3－15　月曜日～土曜日（祝祭日は休み）
9：00～17：00　　097－535－2161（日本語対応）

（10）その他

家庭から出たコンクリート破片、石、土、瓦などは、市の処理施設へ自己搬入することができます。

自己搬入する際の問い合わせ先

清掃施設課（市役所本庁舎４階）　097－537-5659（日本語対応）

※ポイ捨て等の防止（条例で規制されています。）

禁止されている行為

①市内全域（強化区域を含む）が対象となるもの

・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て

・飼い犬のふんの放置

②強化区域（大分駅前から、中央町、府内町一帯）が対象となるもの

・路上喫煙（指定喫煙所以外の全ての喫煙）

罰則

強化区域：2，000 円の過料徴収

その他の市内全域：改善勧告に従わない場合、事実の公表

努力義務

市内全域が対象

１．歩きたばこはしない

２．配布したビラやチラシ等が散乱した場合は回収する

５．郵　便

（1）郵便物を送る

①ハガキ：料金は 50 円、国内往復ハガキは 100 円。世界各国宛てハガキは 70 円均一。

②定型郵便物：長さ 14～23.5 ㎝、幅 9～12 ㎝、厚さ 1 ㎝以内、重さ 50g 以下のもの。料金は、25g まで 80 円、50g まで 90 円。

③定形外郵便物：定型郵便物以上の大きさで、タテ＋ヨコ＋高さの合計が 90 ㎝以内（1 番長い辺が 60㎝ 以内）の手紙。重さの上限は 4kg まで。

④航空書簡：全世界均一の 90 円。

⑤ゆうパック小包：タテ＋ヨコ＋高さの合計が 1.7m以内のもの。30kg まで発送可能。料金は宛先・サイズによって違います。持ち込み割引など各種割引制度があります。

⑥速達 :郵便物を早く配達してもらいたいときに利用する。郵便物を速達とする場合の料金は、基本料金に速達料金が加算されます。

（例）定形 25 グラムまでの場合

基本料金（80 円）　＋　速達料金（270 円）　＝　計 350 円

※詳細は日本郵便株式会社に問い合わせてください。

⑦書留：重要書類を送ったときに、届かない、または破損した場合、損害賠償額の範囲内で実損額を賠償してくれる制度。現金を送る場合は必ず現金書留を利用してください。現金書留用封筒は 20 円で郵便局にて販売されています。

⑧船便：料金は航空便の概ね 3 分の 1 程度ですが、届くまでに 1～3 カ月かかります。

⑨エコノミー航空便（ＳＡＬ）：　航空便より安い料金で、届くのは船便より速い(6～13 日)。取扱国・地域は 90 カ国（地域)。

⑩国際スピード郵便（ＥＭＳ）：30 kg 以内の郵便物を通常 2～4 日で 12 カ国以上の地域に送ることができます。

（通関検査、相手国の取扱状況により更に日数を要することがあります。）

（2）その他

①自分宛の郵便物を受け取るには、転入の際に、新しい住所を郵便局に届けてください。

②書留やゆうパックの配達時に不在の場合は、代わりに「不在配達通知書」が届けられます。この通知書を基に、受取人は希望する再配達日や再配達先などを電話連絡してください。また、身分証明書とこの通知書を郵便局に持参して郵便物を受け取ることもできます。

③長期間留守をする場合、前もって郵便局に届ければ、郵便物を不在の間（30 日間まで）保管し、在宅時にまとめて届けてくれます。

（3）問い合わせ

日本郵便株式会社大分中央郵便局　　府内町 3－4－18　　097-532－8662（日本語対応）

東京 Toll-Free　　0120－085420

ゆうびんホームページ　　http://www.post.japanpost.jp/english/index.html

（4）宅配

宅配を請け負う民間会社も数多くあり、小包をコンビニから送ってもらったり、あるいは自宅まで荷物を取りに来てもらうよう依頼できます。連絡先は電話帳（タウンページ）をご覧ください。

６．税　金

（1）主な税金

A. 市税　　１ 市民税　　２ 固定資産税
　　３ 都市計画税　　４ 軽自動車税
B. 県税　　５ 県民税　　６ 事業税
　　７ 不動産取得税　　８ 自動車税
　　９ 自動車取得税
C. 国税　１０ 所得税　　１１ 自動車重量税

＊上記は税金の種類をすべて網羅しているわけではありません。

（2）税金を払う場合の例

①大分市に居住し、一定の金額を超える所得のある人： A-1、B-5、C-10

②大分市内に土地や家屋を所有している人： A-2

＊新たに土地や家屋を購入する場合：B-7 が加わります

＊土地や家屋が市街化区域にある場合：A-3 が加わります

③自動車を所有している人：軽自動車の場合･･･A-4
普通車の場合･･･B-8

＊自動車を購入する場合：A-4 または B-8、B-9、C-11 と強制保険掛金（自賠責）が必要。
A－４(軽自動車税)、B－８(自動車税)ともに毎年４月１日現在の所有者に課税されます。
自動車税の場合は、月割計算により課税されます。
なお、自動車を購入する人は保険（自賠責）への加入が義務づけられていますが、この掛金は税金ではありません。

＊車検を受ける際には、C-11 と強制保険掛金が必要となります。

④事業を営む個人や法人：　B-6

（3）問い合わせ先（できれば日本語でお問い合わせください）

A. 市税：大分市役所　　097-537－5729、097－537－5730
B. 県税：大分県税事務所　097-506－5771
C. 国税：大分税務署　　097-532－4171

＊普通自動車の税金：大分県自動車税管理室　課税班　097-552－1121

＊軽自動車の税金：　大分市役所　税制課　　097-537-7314

＊新車を購入する場合は、通常、ディーラーに尋ねれば、税金について教えてもらえます。

７．再入国許可

在留期間内に一時的に日本国外に出国し、再び日本に入国する場合は、出国前に入国管理局で再入国許可申請を行わなければなりません。もし、再入国許可を受けずに出国した場合、日本に再入国する際に改めて査証が必要となります。再入国許可申請には以下の書類が必要となります。

①パスポート

②外国人登録証明書

③手数料： 一次の場合は 3,000 円　数次の場合は 6,000 円

再入国許可の有効期間は最長 5 年間（特別永住者については 6 年間）ですが、在留期間を超えて与えられることはありません。

再入国許可を受けて出国した人で病気などやむを得ない事情で有効期間内に再入国できない場合には、現地の日本大使館または領事館で有効期間の延長を申請することができます。ただし、この延長は 1 年を超えないものとし、最初の再入国許可を受けた日（許可の効力が生じた日）から起算して 6 年（特別永住者については 7 年）を超えて延長することはできません。

申請先：福岡入国管理局大分出張所

住　所：〒870－8521　　大分市荷揚町 7 番 5 号　大分法務総合庁舎１階

電　話：097-536－5006

受　付：平日　9：00～12：00　　13：00～16：00

※平成 24 年 7 月 9 日から新しい在留管理制度がスタートし、「みなし再入国許可」制度を導入するなど、再入国許可も制度が変わりました。詳しくは、福岡入国管理局大分出張所、又は外国語での問い合わせを希望するのであれば、外国人在留総合インフォメーションセンター（電話：0570－01－3904　受付：平日　8：30～17：15）までお問合せください。

８．戸　籍

（1）婚姻届

お互いが外国人であったり、日本人と外国人が日本国内で結婚する場合には、当事者双方の母国と日本の婚姻法の全てに合致しなければなりません。詳しくは自国の大使館又は領事館で確認してください。

市役所に婚姻届を提出する場合、下記の書類が必要となります。婚姻届の用紙は受付のカウンターに備えており、証人として成人 2 人の署名・印鑑（外国人の場合は不要）も必要となります。場合により他の書類が必要になることもありますので事前に問い合わせてください。

①婚姻要件具備証明書

通常、日本にある母国の領事館が発行します。翻訳者の住所・氏名（日本人の場合は押印も）を記載した日本語への翻訳文を添付してください。

②旅券または該当する文書

母国があなたの国籍を証明する文書(特別永住者の場合は特別永住者証明書・外国人登録証明書で可)。

③出生証明書

母国があなたの家族関係を証明する文書

（2）離婚届

夫婦がともに外国人であったり、日本人と外国人である場合などの事例により、日本国内で離婚届が提出できるか、必要な書類が異なりますので事前に問い合わせてください。

市役所に離婚届を提出する場合、離婚届が必要となります。用紙は受付のカウンターに備えており、証人として成人 2 名の署名、印鑑（外国人の場合は不要）も必要となります。なお、当事者の一人が日本人であって、その配偶者が配偶者としての滞在資格を取得している場合、入国管理局に在留資格についてお問い合わせください。

（3）死亡届

死亡の場合、家族は死亡の事実を知った日を含めて 7 日以内に、医師が必要事項を記入した死亡届（用紙は病院でもらえる）を市役所に提出しなければなりません。また、死亡届と同時に火葬の手続きも行います。葬儀を葬儀社に頼むと、これら全ての手続きを代行してくれます。もし、母国で遺体を埋葬したいと望む場合は、母国の領事館等に問い合わせてください。また、亡くなった人の外国人登録証明書・在留カード・特別永住者証明書は、親族又は同居者が 14 日以内に市役所または入国管理局に返納しなければなりません。

（4）出生届

Ⅱ３（1）②「出生届及び関連の手続き」をご覧ください。

（5）問い合わせ

市民課（市役所本庁舎１階）　097-537－5613（日本語対応）

９．幼稚園及び小・中学校

通常の就園及び就学年齢は以下のとおり。
幼稚園 3～5 歳
小学校 6～11 歳
中学校 12～14 歳

（1）幼稚園

幼稚園に入園を希望される場合は、希望する幼稚園に入園願書を提出してください。

市立幼稚園では、5 歳児の保育を行っています。なお、一部の園では 4 歳児の保育も行っています。

私立幼稚園に入園した場合には、保育料の一部補助をする制度があります。詳しくは、幼稚園または、教育企画課に問い合わせてください。

（2）小学校・中学校

小学校の入学時期は、子どもが 6 歳の誕生日を迎えた次の年度の 4 月です。小学校 6 年間の課程を修了した児童が中学校に入学します。小・中学校の通常の授業は、すべて日本語で行われます。大分市では年間を 3 期に分け授業を実施しています。各学期の間に、夏季休業（7/21～8/31）、冬季休業（12/25～1/7）、学年末・学年始休業（3/27～4/7）があります。市立の小・中学校では、授業料は不要で、教科書は無償給与されます。なお、補助教材費や給食費は保護者の負担です。

①入学のご案内

小学校入学前に住民登録がなされている方には、大分市教育委員会から保護者あてに就学案内が郵送されます。この就学案内は、入学希望の有無及び入学通知書を作成する際の氏名や通称の記載等に関する保護者の意向を確認する書類です。就学案内に同封される回答用紙に意向を記入の上、大分市教育委員会へ返送してください。入学を希望される方には、1 月末までに入学通知書が送られます。入学通知書には入学期日や入学すべき指定校が記載されています。中学校の入学通知書については、小学校を通じて案内されます。なお、指定校の変更や通称の取り扱いについて希望がある場合には、大分市教育委員会教育企画課に問い合わせてください。

②年度途中の入学の手続き

入学する本人の在留カードまたは外国人登録証明書等を持参して大分市教育委員会教育企画課におこしください。

③転・退学の手続き

学校に問い合わせてください。

（3）問い合わせ先

大分市教育委員会 教育企画課（市役所第 2 庁舎 4 階）　097-537－5903（日本語対応）

Ⅳ．日常生活を快適に送るために

１．交通機関

(1) バ　ス

①バスの乗り方

乗るときは、中央部入口のドアの脇にある整理券発行機から整理券を取り、降りるときは、停留所がアナウンスされた後に降車ボタンを押し、出口の上にある運賃表示板を見てあなたの整理券の数字に該当する運賃を運転席横にある運賃箱に入れて支払います。整理券は運賃と一緒に運賃箱に入れます。両替が必要な人は、前もって運賃箱の横に自動両替機で両替する必要があります。ＩＣカード（めじろん nimoca）も利用でき、乗車の際に車載器（乗車口）の読み取り部にタッチし、降車の際は車載器（降車口）の読み取り部に再度タッチして使用します。整理券を取る必要はありません。ＩＣカード対応定期券も同様です。紙式の定期券は、降りる際に整理券と一緒に運転手に見せます。市内にバスは 2 社（大分バスと大分交通）あります。ＩＣカード（めじろん nimoca）は両社共通となっており、ともに使用できます。

②運賃

最低運賃は 140 円（市内中心部の一部は 160 円)。12 歳未満は大人運賃の半額（10 円未満の端数は切り上げ)。1 歳以上 6 歳未満の幼児は旅客（大人または小児運賃を支払うもの）が同伴する場合、旅客 1 人に対し幼児 1 人が無料。

③問い合わせ先

大分バス	097－532－7000	http://www.oitabus.co.jp/（日本語)
大分交通	097－534－7455	http://www.oitakotsu.co.jp/（日本語)

(2)高速バス

大分バス	097－536－3371
大分交通	097－536－3655

http://www.bus.or.jp/en/index.html（英語）参照のこと。

(3)大分空港特急バス（エアライナー）

大分駅前の空港バス乗り場で、大分空港行きの直行バスに乗れます。所要約１時間。飛行機出発の 1 時間前に空港に到着するバスをご利用ください。料金は事前にチケットを買うか、バスを降りる時払うことになっています。切符は券売機で買うことができます。

片道：	￥1,500
2 枚券：	￥2,500
4 枚券：	￥4,000

問い合わせ先： 097－534－7455

http://www.oitakotsu.co.jp/i/(日本語、運賃時刻表あり)

http://www.oitakotsu.co.jp/timetable/airliner2（日本語)

(4)タクシー

運転手にチップを渡す習慣はありません。後部左側ドアは自動で開閉します。運転手に日本語で行き先を書いた紙を見せるとよいでしょう。

(5)ＪＲ

ＪＲ九州総合案内　　097－537－7001
ＪＲ大分駅　　097－532－1958
http://www.jrkyushu.co.jp/english/index.html（英語）参照のこと。

（6）フェリー

フェリーさんふらわあ（大分－神戸）
問い合わせ先　0120-56－3268
http://www.ferry-sunflower.co.jp/index.php?s=1（予約可　日本語対応）

（7）飛行機

大分空港　　0978－67－1174
JAL　　国内線　0570-025-071　　国際線 0570－025-031
ANA　　国内線　0570－029－222　国際線 0570－029－333
KAL　　0088-21-2001
時刻表は　http://www.coara.or.jp/airline/（日本語）を参照のこと。

2. アルバイト

外国人留学生が、学費その他の必要経費を補う目的でアルバイトをしようとするときは、あらかじめ資格外活動の許可を受けなければなりません。留学生が大学を通じて資格外活動許可申請書を入国管理官署に申請する場合、特段の問題がなければ、1 週間に 28 時間以内（教育機関の夏休み等長期休業期間にあっては、1 日 8 時間以内）の包括的なアルバイトが許可されますが、風俗営業関連店舗でのアルバイトは認められていません。

問い合わせ先
福岡入国管理局大分出張所　大分法務総合庁舎１階
住　所：〒870－8521　大分市荷揚町 7 番 5 号
電　話：097-536－5006
受　付：平日　9：00～12：00　　13：00～16：00

３．忘れ物・落とし物

（1） バス・電車の中で

大分バス	097－534－6162
大分交通	097－534－7455
ＪＲ九州　総合案内	097－537－7001

（2） タクシー

忘れ物は、中央タクシーが一括して取り扱っています。まず自分が乗車したタクシー会社に問い合わせた後、中央タクシー（097－532－6323）に連絡を取ってみることを勧めます。それでも見つからないときは、忘れ物をしたと思われる地区を管轄する警察署に問い合わせてください。

中央警察署	097－533－2131
東警察署	097－527－2131
南警察署	097－542－2131

（3） 路上で

路上で落とし物をした場合は、最寄りの交番か上記警察署へ問い合わせてください。

４．ペット

アパートや借家でペットを飼う場合は管理者の許可を得てください。また、犬を飼い始めたら、犬の登録と狂犬病予防注射を受けてください。なお、捨て犬やペットの問題は大分市保健所（097－536－2567）に問い合わせてください。

５．外国人のための相談窓口

（1） 大分市役所

〒870－8504　大分市荷揚町 2－31　　月曜日～金曜日　8：30～17：00

・広聴広報課 市民相談室　　097－537－5726（日本語対応）

・文化国際課　国際化推進室　097－537－5719（英語、中国語での対応可）

大分市のホームページもどうぞご覧ください。http://www.city.oita.oita.jp/

（２）財団法人　大分県文化スポーツ振興財団　国際交流プラザ

・〒870-0029　大分市高砂町 2 番 33 号　iichiko 総合文化センター地下 1 階

・開館時間：9:30～19:00

・閉館日：日曜日・祝日及び第 2・4 月曜日とその週の土曜日

・外国人に対する生活相談・サポート（他機関への紹介・日本語教室情報提供含む）

・在住外国人のための無料相談会（毎月第 3 水曜日）、タガログ語相談（毎月第 1 土曜日及び第 3 火曜日）、中国語相談（毎週木曜日）

・URL：http//www.oitaplaza.jp/

・TEL:097－533-4021（英語での対応可）

（2） 九州にある外国公館(名誉領事館を除く)

・在福岡アメリカ合衆国領事館
　福岡市中央区大濠 2－5－26　　092－751－9331

・在福岡大韓民国総領事館
　福岡市中央区地行浜 1－1－3　　092－771－0461

・在福岡中華人民共和国総領事館
　福岡市中央区地行浜 1－3－3　　092－713－1121

・在福岡オーストラリア総領事館
　福岡市中央区天神 1－6－8　天神ツインビル 7Ｆ　092－734－5055

・在長崎中華人民共和国総領事館
　長崎市橋口町 10－35　　095－849－3311

・在福岡ベトナム社会主義共和国総領事館
　福岡市博多区中洲 5-3-8 アクア博多 4 階　　092－263－7668

編集者より一言

皆様方のご意見、ご感想をいただき、また内容の更新を図りながら、このガイドをより役立つものにしていきたいと思います。

内容にお気づきの点がございましたら、大分市文化国際課国際化推進室（〒870-8504　大分市荷揚町 2 番 31 号　TEL097－537－5719　FAX097－536－4044）までご連絡ください。